

○松山衛生事務組合懲戒処分検討委員会設置要領

制 定 平成 12 年 11 月 6 日

(設置)

第 1 条 一般職の職員の懲戒に関する事項を審査するため、松山衛生事務組合懲戒処分検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 副組合長
- (2) 収入役
- (3) 松山市総務部長
- (4) 事務局長

(関係職員等の出席)

第 3 条 委員は、付議する事案について、必要があると認めるときは、関係職員等に対し意見若しくは説明を求め、又は必要な資料を提出させることができる。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

付 則

この要領は、平成 12 年 11 月 6 日から施行する。